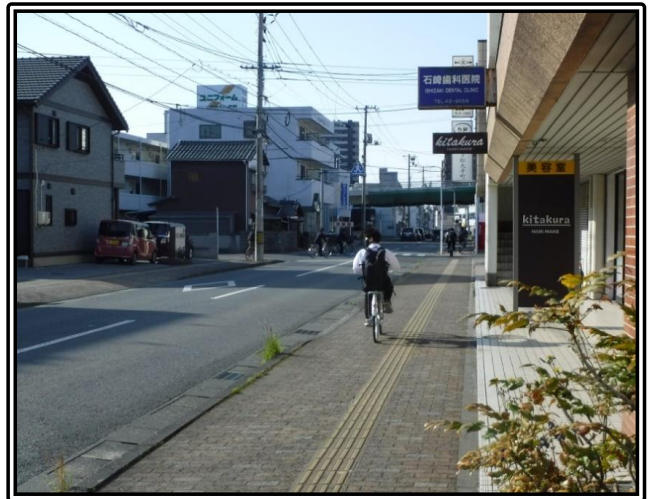
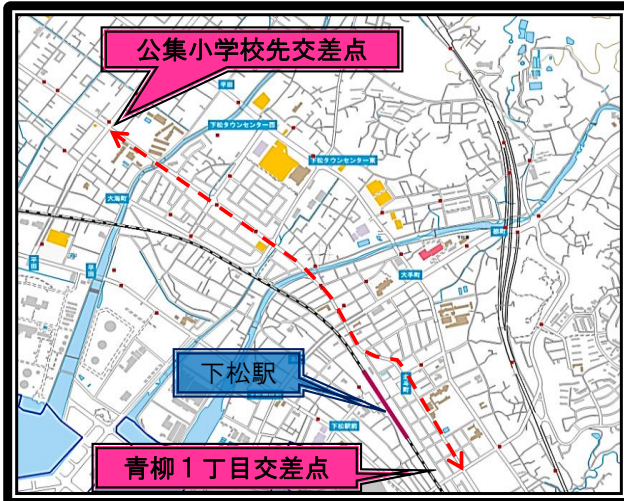


自転車指導啓発重点路線(下松警察署)

① 下松駅前交番、末武交番管内

令和8年4月



① 下松市道 (公集小学校先交差点～青柳1丁目交差点)

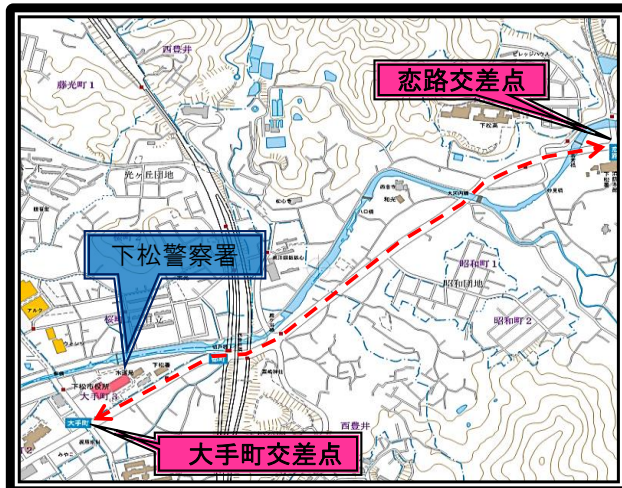
○ 選定理由

通学路に加え大型商業施設につながる市道でもあり、自転車利用者が多いため

※ 自転車関連人身事故 (令和7年中4件)



② 下松駅前交番管内



② 県道下松田布施線 (大手町交差点～恋路交差点)

○ 選定理由

通勤・通学のための自転車利用が多く、歩道上で自転車と歩行者が混在するため

※ 自転車関連人身事故 (令和7年中なし)



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう! ★

1 歩道は、歩行者優先!

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 基本的な交通ルールの遵守!

自転車を運転している方の交通違反が原因となり交通事故が発生することもあります。一時停止規制等に従うほか、並進をしないなど基本的な交通ルールを守りましょう。

3 ヘルメットの着用!

自転車での交通事故の被害を軽減させるためにも、自転車を利用する方はヘルメットを着用しましょう。